

## 1. 事業計画

神戸市が国際都市としてさらなる発展を続けていくための今後の国際交流施策に関する指針として平成 28 年 3 月策定の「神戸市国際交流推進大綱」に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業及び④海外事務所の運営事業を重点として事業を推進していく。

### 【国際協力事業】

#### (1) 国際協力調査事業

市内企業の海外進出や販路開拓といった将来の経済交流につながる国際協力及び、阪神・淡路大震災の被災地として世界各国から多大な支援を受けた本市の責務として、被災経験から得た「防災・減災」のノウハウによる国際協力を推進するため、プロジェクト案件形成に向けて、途上国の実態調査・ニーズ調査を行う。

#### (2) 国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業

ベトナム・ハイフォン港における港湾物流効率化のための人材育成プログラムについて、平成26年1月から3年間、ハイフォンポート社を対象として、同社の人材育成を通じて、ハイフォン港の港湾物流の効率化を図ることを目的とし、コンテナ管理等物流の効率化に対する支援を行う。

最終年度となる平成28年度は、同社からの研修員の受け入れ（年2回）及び専門家の派遣（年1回）を行うことにより、技術指導を実施する。

また、平成28年度JICA草の根技術協力事業の募集に対し、神戸市立工業高等専門学校と協力して、ベトナム・ハナム省におけるものづくり人材育成事業の新規提案を行う。

#### (3) 国際協力機構（JICA）受託研修事業

##### ア. 貿易投資促進のためのキャパシティディベロップメント促進研修

貿易投資促進を担う政府ならびに関係機関の政策担当行政官を神戸に招聘して、日本の歴史と教訓を教授し、自国にとって有効な貿易・投資促進策に関する

研修を行う。

#### **イ. コミュニティ防災研修**

神戸市独自の取り組みである「防災福祉コミュニティ」の考え方や実践を教授し、世界に阪神・淡路大震災の教訓を生かした神戸発の防災を広める研修を行う。

#### **ウ. アフリカ地域市場志向型農業振興研修（年2回実施）**

アフリカ開発会議での政府の意向を受けて、神戸市のブランディングなどマーケティングを生かした農業のノウハウを活用して、アフリカの小規模農家が農作物を「作ってから売る」のではなく、「売るために作る」という市場志向型農業の手法や考え方を教授する研修を実施する。

#### **エ. 災害に強いまちづくり戦略研修**

世界各地の災害多発国において防災計画策定や防災意識の啓発等に関わる行政官を神戸に招聘して、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった自然災害に強いまちづくりの要素を理解し、それを実現するための実践的な取り組み、手法等を教授する研修を行う。

### **（4）「NPO法人日本国際救急援助技術支援会JPR」との連携による国際協力事業**

カンボジアのプレアシアヌーク州で、防災学校の運営の技術指導を行い、カンボジアにおける救急・救助の人材育成支援を行う。

## **【国際交流・多文化共生事業】**

### **（1）神戸国際コミュニティーセンター（KICC）の運営**

外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧、国際交流団体への貸会議室の提供などを行う。

#### **ア. 情報収集・提供事業**

##### **①神戸リビングガイドの運営**

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページに、最新の生活情報を7言語（日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語）で掲載する。

また、新たに「やさしい日本語」版のページを作成し、掲載する。

##### **②多言語メールマガジンの配信**

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信する。

### ③図書コーナー・情報提供コーナー

国際交流、日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍や、海外の新聞・雑誌や自由に閲覧できる図書コーナーを設置する。また、行政情報等の提供コーナーを設ける。

## イ. 相談事業

### ①生活相談

生活相談員が、電話及び窓口で外国人市民の日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供する。

○対応言語：8言語（日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語）

○多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金  
ベトナム語：月・水、韓国朝鮮語：金  
スペイン語・ポルトガル語：火・木  
フィリピン語：水

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）

### ②専門相談

・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談

○相談日時 第1・3水曜日 13:00～16:00

・市役所市民相談室に同行通訳を派遣することにより、労働、年金・保険、税務に関する専門相談を実施

○労働問題 第1・3木曜日 ○社会保険・年金 第2・4木曜日

○税務 第1・3金曜日

### ③外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

神戸市内及び近郊で外国人市民相談を専門に行なっている公的団体及びNGO等による外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）を2か月に1度開催し、専門家による研修を実施するとともに、意見交換を行なう。

## ウ. 通訳翻訳支援事業

### ①三者通訳事業

区役所職員からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区職員・相談者・KIC職員による三者通話）を実施する。

○対応言語:7言語（英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語） ※フィリピン語は水曜日のみ

### ②同行通訳事業

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳（要事前予約制）を実施する。

○対応言語：10 言語（英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・インドネシア語・タイ語・フランス語）

### ③災害時通訳翻訳ボランティア事業

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民は、大規模災害時に災害弱者となるため、避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施する。

また、近畿地域の地域国際化協会 8 協会が災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修の共催実施なども行う。

## エ. 国際交流ボランティア事業

### ①日本語文化サポータープログラム事業

神戸国際コミュニティセンターにおいて、日本人サポーター（登録者数約 700 人）が、外国人市民に対して、日本語や日本文化（書道・華道）をマンツーマンで教える活動を行い、外国人市民へのサポートと、市民レベルでの国際交流を促進する。

### ②日本語サポーターのスキルアップ

- ・入門講座（年 2 回開催）
- ・実践講座（年 1 回開催）

## （2）市民レベルの国際交流事業

### ア. 神戸国際交流フェア事業

神戸市を中心に活動している国際協力・国際交流団体及び外国人コミュニティ等が、相互連携と交流を深め、各団体の活動内容を広く市民に紹介し、活動への参加を呼びかける機会とするとともに、市民の異なる文化・伝統への理解を促進することを目的として開催する。

### イ. 多文化交流会

大学や国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流を促進するため、多文化交流会を開催する。

## （3）国際協力・国際交流事業助成

神戸市内の国際協力・国際交流事業の促進のため、国際協力・国際交流事業を行う団体が主催し、神戸市内で実施される市民啓発等を目的とした国際協力・国際交流事業に対して助成を行う。

#### **(4) 外国人生活支援事業助成**

非営利の民間団体等が実施する神戸市在住の外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行う。

#### **(5) 日本語教室の開催支援**

三宮の神戸国際コミュニティセンターに来所できない外国人市民の利便を図るため、東灘区と長田区で、民間の国際協力・国際交流団体が、外国人市民を対象にして、低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行う。

### **【留学生支援事業】**

神戸市奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、留学生住宅の提供や市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解を促進する。

#### **(1) 奨学生事業**

##### **ア. 奨学生の選考**

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する私費留学生より30名を選考する。奨学金は神戸市で予算措置し、神戸市より奨学生に直接支給する。28年度より東南アジア諸国優先枠（5名）を新設する。

##### **イ. 奨学生関連事業**

###### **①市民との交流機会の提供**

神戸市の奨学金を受給している奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生による自国文化の紹介セミナーやシルバーカレッジの学生との交流講座等を開催する。

###### **②奨学生同窓会の運営**

奨学生と奨学生OB・OGをメンバーとする同窓会組織を運営する。同窓会メンバー及び神戸との人的ネットワーク形成を図るため、同窓会を開催し、会報紙「夢 in KOBE」及び奨学生名簿を作成・送付する（年1回）。

#### **(2) 留学生住宅の提供**

神戸市内の大学に在籍する留学生に対し、低廉な家賃で住宅を提供する。

##### **ア. 家族用（夫婦可）住宅**

6戸 ポートアイランド（UR都市再生機構所有）

28年度より入居者の新規募集を行わない。

## **イ. 夫婦用・単身用住宅**

82戸 西区学園都市（神戸すまいまちづくり公社所有）

（内訳：夫婦用5戸、単身用77戸）

公社より建物を借り上げて運営してきた神戸留学生会館を、28年度から31年度にかけて順次公社に返還する。

また、留学生の民間住宅への入居支援のため、大学等が住宅の賃貸借契約の保証人となる「機関保証」の推進を図る。（留学生住宅機関保証推進システムへの貸付）

## **（3）文化施設見学支援**

神戸市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスKOB E）を発行する。（約7,000枚／年）

## **（4）就職活動の支援**

日本企業へ就職を希望する奨学生等については、神戸市アジア進出支援センター等と連携して実施する、市内中小企業と留学生のマッチングを目的とした「新・神戸アジア経営塾」や、神戸商工会議所・神戸市等が開催する「就職フェア in KOB E」への参加促進により、地元企業への就職を促す。

## **（5）留学生を活用した神戸市情報の発信と連携強化**

奨学生が神戸の情報発信をする Facebook ページを運営する。留学生住宅への入居者や「はっぴいめもりーパス」の交付者にも、Facebook 等の SNS の利用促進を図り、神戸市の情報発信を促す。

また、留学生学友会や大学の同窓会組織とも連携を図り、奨学生OB・OGを含めた神戸市にゆかりのある留学生と神戸とのつながりの強化に努める。

## **【海外事務所の運営事業】**

神戸市からの補助金により、中国の天津市及び上海市に海外事務所を設置し、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施する。

## **（1）神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和60年開設）**

- ア. 友好都市交流事業
- イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート
- ウ. 各種情報の収集・提供、連絡調整

## **(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）**

- ア. 都市間交流促進事業
- イ. 船社・貨物・客船の誘致
- ウ. ビジネスチャンスの創出及び企業支援
- エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション
- オ. 各種情報の収集・提供、連絡調整

## **【その他の事業】**

### **(1) 神戸アジア交流プラザ事業**

アジアを中心とした地域の文化や情報の交流拠点として、神戸市長田区の施設を借上げて、民間国際交流団体に管理・運営を委託し、外国人市民に対する情報の提供を行うとともに各種国際交流事業を実施する。

- ア. アジアを中心とした各種情報・資料の収集・提供
- イ. アジアを中心とした芸術・文化の紹介等の市民講座（語学サロン、市民国際交流講座、アジア文庫読書サロン、グローバルセミナー等）の開催
- ウ. 留学生等を市内児童館に派遣し、児童の国際理解を進める「児童国際理解教育事業」の実施
- エ. その他、地域での国際交流・多文化共生社会の推進に関する事業の実施

### **(2) 神戸市外国語大学との連携事業**

平成 24 年 4 月に締結した協定に基づき、公開講座の神戸国際コミュニティセンターでの開催や、神戸国際交流フェアへの学生ボランティアの参画などを行う。

### **(3) 関西領事団支援**

在関西の各国総領事館・名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営を支援し、連携強化を図る。